

「動物愛護管理のあり方について(案) (「動物取扱業の適正化を除く」)に対する意見

国立大学医学部長会議

常置委員会委員長

阪本 晴彦

動物実験に関する小委員会委員長 祖父江 元

各大学等では、平成 18 年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」に従い、動物実験に関する規則や指針、審査・管理体制等を整備し、相互検証(外部評価)システムの構築とそれによる相互検証を開始するなど、動物実験が社会的理解の下で適正に実施されるよう自主管理を徹底させています。その結果、動物実験の実施により国民生活に不利益を及ぼす事例は、全く生じておりません。このような現状を踏まえると、現時点では動物実験に関して現行法を改正する理由はありません。特に、動物実験施設については届出制を検討するよりも、現在の自主管理態勢の推進とその検証がより重要です。

動物愛護管理のあり方検討小委員会の議論のなかで、「動物実験施設の情報公開が進んでいない」「関係省庁が策定したガイドラインが適用されていない施設がある」「事故時や災害時の実態把握のため」等の理由で動物実験施設の届出制等を検討すべきとの意見が出されています(134-139 行)。しかし、それらの理由は何れも事実誤認です。大学等での情報公開は着実に進んでいるのが現状です。また、関係省庁のガイドラインが適用されない機関に対しては、日本学術会議によるガイドラインが補完しています。更に、安全な国民生活に影響を与える可能性がある動物(特定動物、病原体感染動物、遺伝子組換え動物、外来生物等)については、各種法令に基づき自治体あるいは所管省への届出等が既に実施されています。したがって、動物実験施設の届出制を検討する必要性は全くありません。

また、「動物を科学上の理由に用いる場合の 3R の原則のうち、代替法の活用と使用数の削減を義務規定にすべき」との意見も出されています(151-152 行)。しかし、全ての動物実験において有効な代替法が確立されているわけではありませんし、科学的な根拠に基づかない使用数の削減は、国民の福祉向上の観点から医学・生物学領域の発展に多大な貢献をしてきた動物実験そのものを否定することに繋がる可能性があります。したがって、代替法の活用と使用数の削減を義務規定にすべきではありません。